

茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人が共に活躍できる職場づくりにおいて、優れた取組を行う企業を茨城県外国人受入優良企業（以下「優良企業」という。）として、さらに先進的な取組を行う企業を茨城県外国人受入先進企業（以下「先進企業」という。）として認定するとともに、その取組を広く公表することにより、地域と共生しながら、企業の更なる成長に貢献する優秀な外国人の受入れ・定着を図るとともに、企業の意識改革を促すことを目的とする。

(申請要件)

第2条 優良企業及び先進企業の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること。
- (2) 茨城県外国人材適正雇用推進宣言を行い、所定の様式により知事に申し出ていること。
- (3) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第2号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県税に未納がない者であること。
- (6) 過去3年間において、出入国又は労働に関する法令に関して不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
- (7) 労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしていないこと。
- (8) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条に基づき、新たに外国人を雇い入れた場合又は雇用する外国人が離職した場合に、当該状況を厚生労働大臣に届け出ていること。
- (9) 賃金等の労働条件について、内容を明らかにした書面等を交付するとともに、外国人が理解できる方法により、当該書面等を説明していること。
- (10) 社会保険について外国人が理解できる方法により説明を行ったうえで、適切に適用手続きを行っていること。
- (11) 外国人が理解できる方法により、安全衛生教育を実施していること。
- (12) 労働災害防止のため、職場内にある標識・掲示等に外国人が理解できるよう図解を用いるなど、必要な措置を講じていること。
- (13) 評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性を確保していること。

(認定要件)

第3条 優良企業は、別表「認定基準」に定める全17小項目のうち、8割(14項目)以上を満たす企業とする。

2 先進企業は、前項の要件を満たし、かつ、外国人を役員に登用している、または複数人の外国人を管理職に登用している企業とする。

(認定の申請)

第4条 優良企業または先進企業の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、茨城県外国人受入優良(先進)企業認定申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)その他の必要な書類を添付し、知事が別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

(認定審査)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行うとともに、審査の結果、認定基準を満たし、かつ、その取組が他の企業の模範になると認めたときは、優良企業または先進企業に認定(以下「認定企業」という。)する。

2 知事は、前項の審査にあたっては、認定申請者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや資料の提出を求めることができる。

3 知事は、認定企業に対し、認定証(様式第3号)及び認定マークを交付する。

4 認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、認定した日から起算して3年が経過した日の属する年度の末日(3月31日)までとする。

(公表)

第6条 知事は、優れた取組の普及を図るため、認定企業に関する次の各号に掲げる事項を、県ホームページ等で広く公表するものとする。

- (1) 認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名
- (2) 認定期間
- (3) 外国人の雇用・育成に関する取組内容

(認定の更新)

第7条 認定企業は、認定期間の満了後も認定を希望する場合には、認定期間が満了する日の30日前までに、第4条に規定する申請書及び必要な書類を知事に提出し、改めて第5条の規定に基づく審査を受けるものとする。

(変更の届出)

第8条 認定企業は、第6条第1号に掲げる事項に変更があった場合は、茨城県外国人受入優良(先進)企業認定変更届出書(様式第4号)により、知事に届け出なければならない。

(辞退の届出)

第9条 認定企業は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに茨城県外国人受入優良

(先進)企業認定辞退届出書(様式第5号)を知事に提出し、ただちに認定証及び認証マークの使用を中止しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、または第2条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する認定要件を満たすことができなくなったとき。

(認定の取消し)

第10条 知事は、前条の届出書を受理したとき、または次の各号のいずれかの事項に該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号及び第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他、知事が認定企業にふさわしくないと判断したとき。

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、茨城県外国人受入優良(先進)企業認定取消通知書(様式第6号)により認定企業にその旨を通知するものとする。

3 認定企業は、前項の取消通知書を受理した日から認定証及び認証マークの使用を中止しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。

別表（第3条関係）認定基準

大項目	小項目
1 人材確保	(1) 外国人留学生等を対象としたインターンシップや職場見学を積極的に受け入れている。 (2) 求人情報（求人票、募集サイト等）において、やさしい日本語を用いたり、写真や動画を活用したりするなど、外国人にとって分かりやすい情報発信に努めている。 (3) 採用時に、具体的なキャリアパスモデル（昇進・昇給のモデルケース等）や研修制度について明示し、将来の展望を共有している。 (4) 自社のウェブサイトやSNS等で、外国人が活躍する様子やインタビュー記事などを発信し、働く環境の魅力を伝えている。 (5) 海外の大学等と連携し、現地での採用活動や情報発信を行っている。
2 異文化理解	(6) 日本人と共働するための異文化理解に係る取組を行っている。 (7) 礼拝室の設置など宗教等に配慮している。
3 コミュニケーション	(8) 社内規程等を多言語化している。 (9) 外国人の宗教等に配慮しながら、社員間のコミュニケーションを促進している。（定期的な懇親会の開催等）
4 社内の相談体制	(10) 業務内容や職場での人間関係等を気軽に相談できる体制（メンター制度等）を整備している。
5 キャリアアップ	(11) 本人の希望するキャリアの築き方と企業が求める役割の方向性を合致させるため、定期的なキャリア面談やライフプラン面談を実施し、キャリアアップできる環境づくりに努めている。
6 学習支援	(12) 日本語学習やスキルアップ（技能試験等）のための情報提供、教材の無償提供（貸与）等を行っている。
7 手続き支援	(13) 外国人及びその家族に対して、子どもの保育や教育、医療や介護等の情報提供を行い、必要に応じて、同行や手続き等の支援を行っている。 (14) 社員寮や借り上げ社宅の整備、住居探しのサポートまたは賃貸物件の契約に係る連帯保証人となる等の支援を行っている。
8 生活支援に係る情報提供	(15) 行政や国際交流協会等による外国人相談窓口などの生活支援に係る情報を提供している。
9 地域との共生・交流	(16) 地域住民から理解が得られるよう生活マナーやゴミ出しのルール等について、定期的に確認・説明を行っている。 (17) 外国人が地域社会での行事や活動に参加する機会を設けている。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

茨城県外国人受入優良（先進）企業認定申請書（新規・更新）

茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

業種				
従業員数	人（ 年 月 日現在） うち外国人 人			
外国人の在留資格・ 国籍・主な業務	技術・人文知識・国際業務： 人 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	特定技能： 人（1号 人、2号 人） 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	技能実習（育成就労）： 人 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	その他： 人（在留資格： ）、 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
担当者	氏名		所属・役職	
	TEL		E-mail	

<添付書類>

- (1) 【別紙】 認定要件チェックリスト
- (2) 県内の本社又は事業所において外国人を雇用していることを証する書類
例：ハローワークへ提出済みの「外国人雇用状況の届出」の写し
- (3) 誓約書（様式第 2 号）

【別紙】認定要件チェックリスト

大項目		小項目	該当
1	人材確保	(1) 外国人留学生等を対象としたインターンシップや職場見学を積極的に受け入れている。	☐
		(2) 求人情報（求人票、募集サイト等）において、やさしい日本語を用いたり、写真や動画を活用したりするなど、外国人にとって分かりやすい情報発信に努めている。	☐
		(3) 採用時に、具体的なキャリアパスモデル（昇進・昇給のモデルケース等）や研修制度について明示し、将来の展望を共有している。	☐
		(4) 自社のウェブサイトや SNS 等で、外国人が活躍する様子やインタビュー記事などを発信し、働く環境の魅力を伝えている。	☐
		(5) 海外の大学等と連携し、現地での採用活動や情報発信を行っている。	☐
2	異文化理解	(6) 日本人と共働するための異文化理解に係る取組を行っている。	☐
		(7) 礼拝室の設置など宗教等に配慮している。	☐
3	コミュニケーション	(8) 社内規程等を多言語化している。	☐
		(9) 外国人の宗教等に配慮しながら、社員間のコミュニケーションを促進している。（定期的な懇親会の開催等）	☐
4	社内の相談体制	(10) 業務内容や職場での人間関係等を気軽に相談できる体制（メンター制度等）を整備している。	☐
5	キャリアアップ	(11) 本人の希望するキャリアの築き方と企業が求める役割の方向性を合致させるため、定期的なキャリア面談やライフプラン面談を実施し、キャリアアップできる環境づくりに努めている。	☐
6	学習支援	(12) 日本語学習やスキルアップ（技能試験等）のための情報提供、教材の無償提供（貸与）等を行っている。	☐
7	手続き支援	(13) 外国人及びその家族に対して、子どもの保育や教育、医療や介護等の情報提供を行い、必要に応じて、同行や手続き等の支援を行っている。	☐
		(14) 社員寮や借り上げ社宅の整備、住居探しのサポートまたは賃貸物件の契約に係る連帯保証人となる等の支援を行っている。	☐

大項目		小項目	該当
8	生活支援に係る情報提供	(15) 行政や国際交流協会等による外国人相談窓口などの生活支援に係る情報を提供している。	☐
9	地 域 と の 共 生 ・ 交 流	(16) 地域住民から理解が得られるよう生活マナーやゴミ出しのルール等について、定期的に確認・説明を行っている。	☐
		(17) 外国人が地域社会での行事や活動に参加する機会を設けている。	☐
	該当項目数（合計）		

※茨城県外国人受入先進企業の申請を行う場合は、以下表も記載すること。

大項目		小項目	該当
10	特に先進的な取組 ※いずれか該当	(18) 外国人を役員（※１）に登用している。 ※１ 会社法第 329 条第 1 項に定められた「役員」。	☐
		(19) 複数人の外国人を管理職（※２）に登用している。（ 名） ※２ 労働基準法第 41 条第 2 号に定められた「管理監督者」。	☐

※その他、特筆すべき取組（自由記載）

大項目		小項目

様式第 2 号（第 4 条関係）

誓 約 書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

茨城県外国人受入優良（先進）企業認定申請を行うにあたり、申請要件である下記事項をすべて満たしていることに相違ありません。

記

- （１）茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること。
- （２）茨城県外国人材適正雇用推進宣言を行い、所定の様式により知事に申し出ていること。
- （３）企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 条）第 2 条第 2 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- （５）茨城県税に未納がない者であること。
- （６）過去 3 年間に於いて、出入国又は労働に関する法令に関して不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
- （７）労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしていないこと。
- （８）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 28 条に基づき、新たに外国人を雇い入れた場合又は雇用する外国人が離職した場合に、当該状況を厚生労働大臣に届け出ていること。
- （９）賃金等の労働条件について、内容を明らかにした書面等を交付するとともに、外国人が理解できる方法により、当該書面等を説明していること。
- （10）社会保険について外国人が理解できる方法により説明を行ったうえで、適切に適用手続を行っていること。
- （11）外国人が理解できる方法により、安全衛生教育を実施していること。
- （12）労働災害防止のため、職場内にある標識・掲示等に外国人が理解できるよう図解を用いるなど、必要な措置を講じていること。
- （13）評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性を確保していること。



優良（先進）認定第〇〇〇号

茨城県外国人受入優良(先進)企業 認 定 証

認定マーク

企業名

〇〇〇〇〇〇

貴社を外国人受入優良(先進)企業として認定します。

有効期間

年 月 日から3年間

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 ★★

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所
 名称
 代表者氏名

茨城県外国人受入優良（先進）企業認定変更届出書

茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出ます。

記

認定番号	優良（先進）認定第 号
認定年月日	
変更内容	（変更前）
	（変更後）
変更年月日	

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

茨城県外国人受入優良（先進）企業認定辞退届出書

茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり認定の辞退を届け出ます。

記

認定番号	優良（先進）認定第 号
認定年月日	
辞退理由	

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県外国人受入優良（先進）企業認定取消通知書

茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり認定の取消を通知します。

記

認定番号	優良（先進）認定第 号
取消年月日	
取消理由	